

その2 (法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合)

営業時間	午前 午後	時	午後 午後	分から	午後	時	分まで
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法							
酒類の提供	<p>① する ② しない</p> <p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p>						
受付所において他の営業を兼業すること	<p>① する ② しない</p> <p>①の場合：当該兼業する営業の内容</p>						

行政書士 藤田 晶 事務所／愛媛県四国中央市川之江町3023番地の4

備考

- 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
  - 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージ等をするか否かの別等）
  - 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかの別）等
- 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なもの（ビール、ウイスキー、日本酒等）の種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。